

## 雍正帝の賤民解放令にみる蜑民

王 歆 歆\*

### 目次

#### はじめに

#### I. 賤民解放令発布以前の蜑民統制政策の沿革

#### II. 賤民解放令の成立からみる蜑民

##### 1. 発布の契機とその過程

##### 2. 発布の意図

#### III. 蜑民除賤の実態及び諸問題

#### おわりに

#### はじめに

船を以て家と為し、漁撈を生業とする人々は漂海民・漂泊民・海洋民・水上居民・水上居住者・船上生活者・船上生活民などの呼び名で呼ばれている<sup>1</sup>。彼らは古代から東南アジア海域や中国大陸の南部、日本列島を含むアジアの各地に、散在的に広がっていた<sup>2</sup>。中国では、沿海域のみならず、河川域にも水上居住者が分布している。彼らの居住範囲は、北は浙江地方の沿岸から、南はトンキン湾にまで広がる。その中でも、両広や福建<sup>3</sup>及び海南島の一部地域の沿岸で生活する水上居住

---

\* 岡山大学大学院社会文化科学研究科 博士後期課程

<sup>1</sup> 浅川滋男「東アジア漂海民と家船居住」(『鳥取環境大学紀要』創刊号、2003年)、45頁；金柄徹「アジアの家船に関する比較研究」(『アジア研究所紀要』第34号、2007年)、233頁。

<sup>2</sup> 羽原又吉『漂海民』(岩波書店、1963年)、2頁。同書は漂海民が以下の3つの条件をそなえていたと推測した。(1) 土地・建物を陸上に直接所有しない。(2) 小舟を住居にして一家族が暮している。(3) 海産物を中心とする各種の採取を行い、それを販売もしくは農作物と物々交換しながら、一カ所に長くともどまらず、一定の海域をたえず移動している。

<sup>3</sup> 歴史上、福建地方の蜑民は、福佬・白水郎(泉郎)・曲蹄と称された。白水は「泉」字を上下に分解した言葉である。従って白水郎はすなわち泉郎である。福建地区では、河川の流れが急なため、船は尖頭と小型である。蜑民は寝る時に脚を外側に曲げて狭い船体で暮らすことから「曲蹄」と称された。林蔚文「福建蜑民名称和分布考」(『東南文化』1990年、第3期)、31頁；呉高梓「福州蜑民調査」李文海等編『民国時期社会調査叢編』1編・底辺社会巻・下、(福建教育出版社、2004年)、565-567頁。

者<sup>4</sup>たちが、蜚民と称されてきた。蜚民の呼称に関しては、各時代の史書に多種の表記が見られ、呼称も時代により異なる。具体的には、蜚戸・遊艇子・龍戸・盧亭という名称が知られている。また『康熙字典』の蜚條によると、蜚は「蜒あるいは蜃に作る場合もある」<sup>5</sup>との記事がある。一方、『漢語大詞典』や『大漢和辞典』などの字典では、蜚<sup>6</sup>を正字としている。そこで本稿の正文は蜚民という語を使う<sup>7</sup>。

唐・元稹『送嶺南崔侍御詩』によると、「白水郎が陸地に現れることは稀だ」という。また、北宋の樂史が著した地理書『太平寰宇記』巻102・江南東道14・泉州風俗條に、「泉郎とは即ちこの州の夷戸である。遊艇子ともいう。盧循の余種である。晋末、盧循は暴寇をなしたが劉裕に滅ぼされ、その残党は逃げて山海に散居した。今もなお多くの種族がある」<sup>8</sup>と書かれており、巻157・嶺南道1・広州新会縣條には、「蜚戸は県に管轄され、江海に暮らし、舟船に居住し、潮に随って往来し、漁撈を生業とする。陸地に住めば死んでしまう。江東の白水郎に似る」<sup>9</sup>と記されている。更に、南宋・范成大撰の『桂海虞衡志』<sup>10</sup>や南宋・周去非の『嶺外代答』<sup>11</sup>においても、蜚民の水上生活様式が詳

<sup>4</sup> 船に居住する水上居住者は、錢塘江流域（現在の浙江省）の九姓漁戸や湘江流域（現在の湖南省）の潭戸にも存在していた。なお、九姓漁戸は陳、錢、林、李、袁、葉、孫、許、何の九姓を名乗ることから「九姓漁民」と呼称されてきた。九姓漁民の起源には諸説があり、主流の南宋遺民説、徽州土着民説、さらに陳友諒部族説、江山歌伎説まである。経君健『清代社会的賤民等級』（中国人民大学出版社、2009年）、175-177頁。

<sup>5</sup> 『康熙字典』申集中・虫部・蜚條（中華書局、1958年）、13頁：蜚：『説文』南方夷也。……韓愈『房公墓碣』林蠻洞蜚。一作蜒或作蜃。

<sup>6</sup> また、文語では「蜚民」、口語では「蜚家」と称される。長沼さやか等「水上居民の家船居住と陸上がりに関する文化人類学的研究-中国両広とベトナムを中心に」（『住宅総合研究財団研究論文集』第34号、2007年）、70頁。

<sup>7</sup> 正文は蜚民で統一するが、引用史料は原文の表記に従う。

<sup>8</sup> 樂史『太平寰宇記』巻102・江南東道14・泉州風俗條、（中華書局、2007年）、2030頁：泉郎、即此州之夷戸、亦曰遊艇子、即盧循之餘。晋末、盧循暴寇、為劉裕所滅、遺種叛逃、散居山海、至今種類尚繁。……

<sup>9</sup> 前掲書『太平寰宇記』巻157・嶺南道1・広州新会縣條、3021頁：蜚戸、縣所管、生在江海、居於舟船、隨潮往来、捕魚為業。若居平陸、死亡即多。似江東白水郎也。

<sup>10</sup> 范成大『桂海虞衡志校注』巻8・志蟲魚、巻13・志蠻（広西人民出版社、1986年）、65・118頁：

珠、出合浦（現在の広西チワン族自治区合浦縣）海中、有珠池。蜚戸没水採蚌取之。

蜚、海上水居蠻也。以舟楫為家、採海物為生。且生食之、入水能視、合浦珠池蚌蛤、惟蜚能没水採取。旁人以繩繫其腰、繩動搖則引而上、先煮蠶納極熱、出水急覆之、不然寒慄以死。或遇大魚蛟鼉諸海怪、為鬚鬣所觸、往往潰腹折肢、人見血一縷浮水面、知蜚死矣。

<sup>11</sup> 周去非『嶺外代答』巻3・蜚蠻（中華書局、1999年）、115-116頁：以舟為室、視水如陸、浮生江海者、蜚也。欽之蜚有三：一為漁蜚、善舉網垂綸；二為蠶蜚、善没海取蠶；三為木蜚、善伐山取材。凡蜚極貧、衣皆鶉結。得掬米、妻子共之。夫婦居短蓬之下、生子乃猥多、一舟不下十子。兒自能孩、其母以軟布束之背上。蕩槳自如、兒能匍匐、則以長繩繫其腰、於繩末繫短木焉。兒忽墮水、則緣繩汲出之。兒學行、往來蓬脊、殊不驚也。能行、則已能浮没。

しく記されている。なお、『(嘉靖) 惠州府志』<sup>12</sup>、『広志繹』<sup>13</sup>、『広東新語』<sup>14</sup>、『(乾隆) 清朝通志』<sup>15</sup>、『(道光) 広東通志』<sup>16</sup>、『竹間十日話』<sup>17</sup>、『(光緒) 侯官縣鄉土志』<sup>18</sup>などには、蜑民の被差別の実態が窺える。それによれば、生活面では、船の板に居住し、陸上に居住し生活することは許されなかった。飲食や衣服に乏しく、賤民と見なされたために良民との通婚を禁じられ、同類結婚するしかなかったのである。文化的には、蜑民は貧困のため文字を知らず、知識が劣っていた。政治的には、科挙を受ける資格を奪われ、官職と縁がなかった。このように、蜑民は長時間船上で漁業を営みつつ暮らす人々である。彼らは水上に生まれ、水上に生活し、家屋や土地も持たない、魚介類の採取者である。交通体系では水上航行の最も重要な担い手であるが、蜑民は実に古くから卑賤の人とされ、社会の底辺と位置づけられ、生活の上で、また経済的に様々な分野で差別を受けていた。

しかし、清の雍正朝になると、初めて蜑民を含む特定地域の賤民<sup>19</sup>を対象とした「賤民解放令」を發布した。既存の研究においては、雍正帝の賤民解放令による特定地域の賤民解放に関する研究が進展している。例えば、寺田隆信「雍正帝の賤民開放令について」『雍正時代の研究』（同朋舎、1986年）、馮爾康「除豁賤民」『雍正伝』（上海三聯書店、1999年）、項陽著、好並隆司訳「官府の楽籍と除籍」『楽戸—中国伝統音楽文化の担い手』（解放出版社、2007年）などが成果として挙げられる。しかしながら、それらの研究対象は地域的な賤民及び楽戸の解放を中心とし、蜑民解放については部分的にしか言及されていない。賤民解放令における蜑民についての本格的な研究としては潘洪鋼「關於雍正蜑民陸居令」(『国文天地』 総第230期、2004年)と詹堅固「論雍正帝開豁広東蜑戸賤籍」(『学術研究』 第11期、2009年)が存在する。ただし、両研究は広東の地方誌を中心とする蜑民解放の背景や解放後に蜑民生活にとって積極的な影響などの問題を論じるのみであった。そこで、本稿では朝廷による蜑民管理の視点から、雍正帝の賤民解放令に見られる蜑民の解放や除籍後の

<sup>12</sup> 姚良弼修、楊宗甫纂『(嘉靖二十一年) 惠州府志』 卷14・徭蜑 (上海古籍書店、1982年)、15頁：蜑艱窘，衣不蔽膚，狹河隻艇得魚，不易一飽，故流徙失業業者過半。

<sup>13</sup> 王士性『広志繹』 卷5 (中華書局、1997年)、114頁：婚姻亦以蜑嫁蜑。

<sup>14</sup> 屈大均『広東新語』 卷18・舟語・蜑家艇 (中華書局、1997年)、486頁：蜑艱窘，衣不蔽膚，狹河隻艇得魚，不易一飽，故流失業業者過半。

<sup>15</sup> 劉墉等撰『(乾隆) 清朝通志』 卷85・食貨略5 (上海商務印書館、1935年)、7251頁：蜑戸，捕魚為業，粵民輕賤，不須登岸居住，蜑民亦不敢與民抗衡。

<sup>16</sup> 阮元修、陳昌齊纂『(道光) 広東通志』 卷330・列伝63・嶺蠻 (上海古籍出版社、2002年)、713頁：蜑戸，其種不可考，以舟楫為家，捕魚為業。……愚蠢不諳文字，不記年歲，士人目為蜑家。

<sup>17</sup> 郭柏蒼『竹間十日話』 (福州市地方志編纂委員會整理、2001年)、89頁：福州所稱賣漁嫂，即曲蹄婆。以其生長船中，兩足俱曲故名。沒為賤種，子孫不得應試。

<sup>18</sup> 朱景星修、鄭祖庚纂『(光緒) 侯官縣鄉土志』 版籍略1・人類・蜑族 (海風出版社、2001年)、383頁：蜑之種為蛇，有謂成色目人者，蓋附會之詞也。其人以舟為居，以漁為業，浮家泛宅，逐潮往來，江干海滄，隨處栖泊。各分港澳，不相凌躡。間有結廬岸上者，蓋亦不業商賈，不事工作，習於卑賤，不齒平民。閩人皆呼之為曲蹄，肖其形也。視之如奴隸，賤其品也。

<sup>19</sup> 清代の社会では、賤民は主に奴婢を指している。しかし、実際には墮民、丐戸、九姓漁民、蜑民、楽戸、佃僕のような特定地域の賤民が存在している。前掲『清代社会的賤民等級』、165頁。

蠶民の生活について考察した上で、蠶民の身分的特質を探ることを試みる。

## I. 賤民解放令発布以前の蠶民統制政策の沿革

賤民解放令発布の以前については、朝廷の蠶民統制政策に対して詳しく見ると同時に、歴代の良賤身分制の概要を検討しなければならない。周知のとおり、古代以来、中国社会には多くの階層があり、人間を等級ごとに分けて差別する法規を制定していた。この中でいくつかの職業と集団が差別されている<sup>20</sup>。むろん、身分序列についての教科書的な理解は「士農工商賤民」<sup>21</sup>であったが、その序列の末端に置かれている賤民に関して中国歴代王朝の規定は一様ではなかった。

さて、堀敏一によると、中国古代の良賤身分は奴隸制に基づき隷属関係の発展によって形成されたものである。良賤身分制は中国専制国家の構造と不可分の関係にあるが、秦漢時期にはまだ現われておらず、良賤身分制の成立期は魏晋南北朝であるという<sup>22</sup>。唐代においては、良賤身分制が発達し複雑化している。唐の良賤の体系について、『唐律』の注釈書である『唐律疏議』の文によれば、人民は自由を保有する良民（良人）と被支配の賤民（賤人）に区別されている<sup>23</sup>。賤民はさらに、官に従属する官賤民と私家に従属する私賤民に分けられる<sup>24</sup>。官賤民と私賤民の分類について、濱口重国によれば、官賤民には太常音声人・雑戸・工戸・楽戸・官戸・官奴婢があり、私賤民には部曲・客女・私奴婢がある。これらの賤民以外の者はすべて良民と呼ばれた<sup>25</sup>。宋代に至って、制度としての良賤身分制はほぼ完全に消滅していた。ただし、良賤身分はなおも存続していた。元朝は良賤身分制を復活させ、官奴婢や私奴婢という賤視された民がいた。明代に入ると、『唐律』を模範として制定された『大明律』の中で、良賤身分制はその法律上の重要な構成部分となった。経君健が示すように、この時期の賤民は主に奴婢を指している<sup>26</sup>。清初期<sup>27</sup>には、多くの制度が明代

<sup>20</sup> 前掲『清代社会的賤民等級』、31頁。

<sup>21</sup> 又、まさに高橋芳郎の指摘のように、国家体制を契機とする身分区分は君—臣・良—賤・官—民、分業関係は士—農—工—商、階級関係は主—僕・主—佃といった社会関係ないし身分の格差が見られる。高橋芳郎『宋—清身分法の研究』（北海道大学図書刊行会、2001年）、183頁。

<sup>22</sup> 堀敏一『中国古代の身分制：良と賤』（汲古書院、1987年）、10・90—91・138—146頁。

<sup>23</sup> 長孫無忌等撰『唐律疏議』卷12・159條（中華書局、1983年）、238—239頁：諸養雜戸男為子孫者，徒一年半；養女，杖一百。官戸，各加一等。與者，亦如之。【疏】議曰：……若私家部曲、奴婢，養雜戸、官戸男女者，依『名例律』部曲、奴婢有犯，本條無正文者，各準良人，皆同百姓科罪。若養部曲及奴為子孫者，杖一百。各還正之。【疏】議曰：良人養部曲及奴為子孫者，杖一百。……「及主自養，謂主養當家部曲及奴為子孫。亦各杖一百，並聽從良，為其經作子孫，不可充賤故也。若養客女及婢為女者，從「不應為輕」法，笞四十，仍準養子法聽從良。其有還壓為賤者，並同「放奴及部曲為良還壓為賤」之法。

同掲書では、賤民について多くの史料が見える。詳細は74・131・160・269・270・328・404・406・407・409・424・438・486・495・500・536頁を参照。

<sup>24</sup> 玉井是博「唐の賤民制度とその由来」『朝鮮支那文化の研究』（刀江書院、1929年）、403頁。

<sup>25</sup> 濱口重国『唐王朝の賤人制度』（東洋史研究会、1966年）、4頁。

<sup>26</sup> 前掲『清代社会的賤民等級』、31頁。

<sup>27</sup> 清初期とは、一般的に順治年間より雍正年間に至る約百年の時期を指す。

を参考にして、直接引き継がれた。順治三年（1646）に編纂された『大清律例』もほぼ全面的に『大明律』を継承したものであったが<sup>28</sup>、明確に良賤民の範囲を規定しているのは『大清會典』のみであった。それによれば、四民を良民と見なして、奴僕及び娼優（音曲・演劇など芸能に携わる者）、隸卒（官府で賤役に従事する者）は賤民に指定される。それ以外の者は賤籍に配置されなかったことがわかる<sup>29</sup>。

以上のように、唐宋時代から清代初期に至るまで、法律面において蠶民が賤民と見なされたという説明はない。しかしながら、閩粵の蠶民、晉陝の樂戸、浙江の墮民などの特定地域において賤民とされる者が実際に存在していた。彼らは良民より低い位置におかれ、賤視されていた<sup>30</sup>。

蠶民に対して朝廷は政策を定め、統制を実施した。その統制政策は唐代にまで遡ることができる。唐代以来、朝廷は蠶民の人口を把握するとともに、これによって徴税の基礎を構築することを目的とした<sup>31</sup>。しかしながら、徴税の具体的な状況については史料に乏しく、ここでは詳論できない。宋代になると、蠶民は県によって支配された<sup>32</sup>。また、宋・元両王朝の統治者は蠶民たちに対して徭役を課していた。徭役の内容は、蠶民固有の職業とされた漁撈業に従って課せられた。蠶民は真珠を採取することに長けているので、朝廷は蠶民に真珠の上納を命じていた。貢納については『宋史』に二箇所の記述がある。その一つは卷31・高宗本紀に、「閏十月丙午に廉州（現在の広西合浦県廉州鎮）の貢珠を罷め、蠶丁を解放する」<sup>33</sup>とあり、もう一つは卷186・食貨志に、「（紹興）二十六年（1156）に廉州の貢珠を罷め、蠶丁を解散させる」<sup>34</sup>とある。また、『元史』卷29・泰定帝本紀にはつぎのように記す。「泰定元年（1324）七月癸卯に広州、福建などの採珠の蠶戸を罷め、民となし、なお一年分の賦税を免徐する」<sup>35</sup>。明の朝廷は蠶民の戸籍を作り、河泊所で蠶民を統轄し、賦税を収めさせていた。明代の『（嘉靖）惠州府志』と明末清初・顧炎武の『天下郡国利病書』によ

<sup>28</sup> 前掲『清代社会的賤民等級』、31-32頁。

<sup>29</sup> 昆岡等纂『（光緒）欽定大清會典』卷17（上海書局、1911年）、6-8頁：凡民之著於籍，其別有四：一曰民籍，二曰軍籍，三曰商籍，四曰宦籍，察其祖寄，辨其宗系，區其良賤。注：四民為良，奴僕及倡優隸卒為賤。其山西陝西之樂戸，江南之丐戸，浙江之惰民，皆於雍正元年七年八年，先後豁出賤籍。如報官改業後已越四世，親族無習賤業，即准其應考出仕。其廣東之蠶戸，浙江之九姓漁戸，皆照此例。

<sup>30</sup> 嵇璜等撰『清朝通志』卷85・食貨略5（上海商務印書館、1935年）、7251頁：（雍正）二年，天下人丁共二千四百八十五萬四千八百一十八口。時山西省有日樂籍，浙江紹興府有日惰民，江南徽州府有日伴傭，寧國府有日世僕，蘇州之常熟，昭文二縣有日丐戸，廣東省有日蠶戸者，該地方視為卑賤之流，不得與齊民同列甲戸。上甚憫之，俱令削除其籍，與編氓同列。而江西、浙江、福建又有所謂棚民，廣東有所謂寮民者，亦令照保甲之法案戸編查。

<sup>31</sup> 前掲『（道光）廣東通志』、713頁：自唐以來，計丁輸糧。

<sup>32</sup> 注9を参照。

<sup>33</sup> 脱脱等撰『宋史』卷31・高宗本紀（中華書局、1986年）、586頁：閏十月丙午，罷廉州貢珠，縱蠶丁自便。

<sup>34</sup> 前掲『宋史』卷186・食貨志、4565頁：紹興二十六年，罷廉州貢珠。散蠶丁。蓋珠池之在廉州凡十餘，接交陸者水深百尺，而大珠生焉。蠶性採之，多為交人所取，又為大魚所害。至是，罷。

<sup>35</sup> 宋濂等撰『元史』卷29・泰定帝本紀（中華書局、1976年）、649頁：泰定元年七月癸卯，罷廣州、福建等處採珠蠶戸為民。仍免差稅一年。

れば、明代の洪武年間には、蠶民の人々の中で蠶家里長を立て、河泊所がこれを統轄して、魚課を取めさせる<sup>36</sup>。また、清代・潘廷侯『瓊山縣志』卷3・賦役志・魚課をみると、「洪武癸亥年（1383）に河泊所を設けて、蠶民を統轄し、毎年六百四十九石九斗九升の魚課米を上納させる」<sup>37</sup>といった記述も存在する。明代の魚課について、中村治兵衛は「明代の魚課は河泊所が漁戸より徴収する漁業税を指すが、徴収する物品は時代と地域によって異なり複雑である。即ち貨幣、米、魚油という水産加工物、更に乾魚などの魚類に及んだ」という重要な指摘を行っている<sup>38</sup>。なお、宋代から清初期まで、朝廷は蠶民を利用して水軍に編成している。従って、兵役も蠶民が負っていた役務と言える。『嶺外代答』卷3・蠶蠻條には、蠶民は水戦が得意であったということが書かれている<sup>39</sup>。宋恭宗、元世祖、明太祖などの時期には、広州などの蠶民を水軍としていた<sup>40</sup>。

既述したように、蠶民は唐宋代以来の長い年月、賤民としての身分に固定され、卑しく低い位置におかれた存在であった。賤民解放令発布に至るまで、法的には蠶民は賤民の一部に組み込まれなかったが、各時代において蠶民には多くの制限があり、良民と明確に立場が異なっていた。加えて賤民として蠶民は良民との通婚ができず、科挙を通じて高い地位に昇ることも許されなかった。いったん彼らは賤の一部に組み込まれると、賤民身分を世代的に継承させられた。北宋以後、朝廷が蠶民に対して統制を加える記事が多くなり、各種の徭役が課されていたことがわかる。その役務の種類は主に真珠などの海産物の上納と兵役にわけられると言えよう。

<sup>36</sup> 李玘修、劉梧纂『（嘉靖三十五年）惠州府志』卷12・外傳・蠶（書目文獻出版社、1991年）、145頁：蠶長，又稱蠶家里長。……但其籍則繫河泊所，在興寧者則編屬縣下六都，立其中甲首甲以領矣。然課額猶稱河泊焉，曰蠶民乃水居者也。隻船支槳衣不蓋膚，計舟納課。……

顧炎武『天下郡國利病書』下卷・廣東下（上海古籍出版社、1981年）、436頁：蠶長，又稱蠶家里長。……但其籍則繫河泊所，在興寧者則編屬縣下六都，立其中甲首甲以領矣。然課額猶稱河泊焉，曰蠶民乃水居者也。隻船支槳衣不蓋膚，計舟納課。……國初置河泊所轄之，歲輸魚課米。洪武二十四年，籍其戸為南廂里甲，輸糧之外惟供船差，不事他役。

『天下郡國利病書』前半部分は『惠州府志』の記事と同じである。『惠州府志』を引用した二次資料と考えられる。

<sup>37</sup> 潘廷侯『（康熙）瓊山縣志』卷3・賦役志・漁課（書目文獻出版社、1992年）、422頁：洪武癸亥年，設河泊所統蠶民，歲辦魚課米六百四十九石九斗九升。

<sup>38</sup> 中村治兵衛『中国漁業史の研究』（刀水書房、1995年）、111頁。魚課の金額などについては、各地において差異があったが、本論文ではそれらについて詳しい考察はしていない。この点は今後の課題とする。

<sup>39</sup> 前掲『嶺外代答』卷3・蠶蠻、116頁：廣州有蠶一種，名曰盧停，善水戰。

<sup>40</sup> 史澄等纂『（光緒）広州府志』卷114・列傳・區士衡（成文出版社、1965年）、35頁：（宋恭宗時）區士衡上書丞相陳宜中，謂水軍蠶子，慣習鯨波，足以敵北兵。

前掲『元史』卷209・安南傳、4650頁：（元世祖時）八月，平章不忽木等奏立湖廣安南行省，給二印，市蠶船百斛者千艘，用軍五萬六千五百七十人，糧三十五萬石，馬料二萬石，鹽二十一萬斤，預給軍官俸津，遣軍人水手人鈔二錠，器仗凡七十餘萬事。

前掲『（光緒）広州府志』卷78・前事略4、349頁：（明太祖時）三月，命南雄侯趙庸籍廣州蠶戸萬人為水軍。

## II. 賤民解放令の成立にみる蠶民

### 1. 発布の契機とその過程

清の政権は概ね明の制度を受け継いだが、特定地域の賤民に対する清政府の態度は明代と比較して、相対的にやや緩やかであった。特に雍正帝（清世宗）の時期においては、詔令で特定地域の賤民を良民と同様に位置付けることを命じた。解放令によって蠶民が賤民身分から解放され、最終的には多くの蠶民が良民となるまでに達した。

特定地域の賤民に対する態度として、雍正帝は即位の初年からこの問題に関心を持っていた<sup>41</sup>。雍正元年（1723）3月に樂籍の削除について御史・年熙が上奏し、雍正帝はこれを批准した。次いで、4月になって「賤民解放令」が発布された。『清實録』には、「山西・陝西の教坊樂籍は改業して良民と為す」<sup>42</sup>と記載されている。その五ヶ月後、墮民に対する解放令も宣布された<sup>43</sup>。しかしながら、蠶民の賤籍を削除する諭令については、楽戸・墮民より遅れた。その後雍正二年（1724）9月8日の両広総督孔毓珣の奏摺によると、雍正帝は「埠ごとに編立して広東の蠶民を束ねる」<sup>44</sup>と殊批で言及した。そして、更に明確な政策が雍正七年（1729）5月まで実施された。『清實録』の雍正七年5月壬申條に、次のように書かれている。

広東督撫が申し上げることには、粵東地方には四民のほか、別の種族がいる、その名は蠶戸という。即ち獠蠻の類である。船を家とし、漁撈を業とする。河路を熟知して、みな蠶船を有する。人口が多く、その数は計りしれない。粵民は蠶戸を卑賤の人とみなし、陸上に住むことを許さない。蠶戸も敢えて平民と同等になろうとはせず、威を恐れて我慢して船の中にすみ、終世安居することができない。これは深く同情すべきである。蠶戸は元々良民に属し、蔑視や排斥をうけるいわれはない。且つ彼らは魚課を輸納し、齊民（平民）と同じである。どうして地方の慣習のままに、蠶戸を強いて差別し、不安にさせておく理があるか。該督撫等に、この諭旨を有司に伝達させ、はっきりと教え諭すように。凡そ無力の蠶戸は、その船の中で随意にさせ、強いて上陸させないでもよい。房屋を建造したり、小屋を作って住める者は、村落に居住することを認め、齊民と同じように甲戸に編列し、稽查に便利にさせるように。勢豪やごろつきは因縁をつけて蠶戸をいじめたり駆逐してはいけない。有司に命令して、蠶戸に荒地を開墾して、農耕につとめさせるよう教え諭すこと。共に農業に勤しむ人と為ることで、朕が一視同仁の至意に叶うようにす

<sup>41</sup> 寺田隆信「雍正帝の賤民開放令について」東洋史研究会編『雍正時代の研究』（同朋舎、1986年）、608頁。

<sup>42</sup> 『清實録・7冊』世宗憲皇帝實録卷6・雍正元年4月戊辰條（中華書局、1985年）、136頁：山西陝西教坊樂籍。改業為良民。

<sup>43</sup> 前掲『清實録・7冊』世宗憲皇帝實録卷6・雍正元年9月丙申條、209頁：除浙江紹興府惰民丐籍。

『永憲録』卷2下・雍正元年8月・巡監兩浙監察御史額爾泰奏請除紹興墮民籍條（中華書局、1997年）、131頁：部議：……奉旨並與消除墮民籍。此後多改業，無復往來市巷矣。

<sup>44</sup> 『殊批諭旨・3冊』孔毓珣・雍正二年9月8日條（點石齋、1887年）、22頁：皇上殊筆諭旨三道。一廣東蠶民編立埠次約束。一載貨船隻給以印票稽查。一閩香迷藥重立賞罰拏究。

る。<sup>45</sup>

雍正八年（1730）、江南蘇州府に属する常熟・昭文両県の巧戸も賤籍を削除して、良民と同様の扱いにすることを命じた<sup>46</sup>。これらの記述によって明らかなように、雍正帝が賤民解放令を布告し、蜑民も解放の対象となったことが記されている。さらには、蜑民たちは現地の保甲に編入され、登岸居住を許された。

## 2. 発布の意図

賤民解放令、特に蜑民に関して解放詔令を発布した意図については、次のように考えられる。

まず、蜑民に対する検査を容易にし、管制を強めるという意図である。蜑民は水上の流浪者であり、移動性の高さゆえ、朝廷による蜑民の人口把握は昔から難物とされてきた<sup>47</sup>。そこで雍正帝は政令によって、「蜑民は齊民と同じように甲戸に編列し、稽查に便利にさせるように」<sup>48</sup>と表明したのである。なお明末期、東南海岸の蜑民の一部は、倭寇と結んで、陸地定住者を劫掠した<sup>49</sup>。鄭成功が台湾を占拠した時も、蜑民をつかって清軍と戦ったという<sup>50</sup>。また、康熙二年（1663）に広州、潮州の沿海の蜑民を内地にうつした。その海禁令のため生業を失った蜑民は叛乱を起し、康熙三

<sup>45</sup> 前掲『清實録・8冊』世宗憲皇帝實録卷81・雍正七年5月壬申條、79頁：諭廣東督撫聞，粵東地方，四民之外另有一種。名為蜑戶，即獠蠻之類。以船為家，以捕魚為業，通省河路，俱有蜑船，生齒繁多，不可數計。粵民視蜑戶為卑賤之流，不容登岸居住。蜑戶亦不敢與平民抗衡，畏威隱忍踟躕舟中，終身不獲安居之樂。深可憫惻。蜑戶本屬良民，無可輕賤擯棄之處。且彼輸納魚課，與齊民一體。安得因地方積習強為區別，而使之飄蕩靡寧乎。著該督撫等轉飭有司，通行曉諭。凡無力之蜑戶，聽其在船自便，不必強令登岸。如有力能建造房屋及搭棚棲身者，准其在於近水村莊居住，與齊民一同編列甲戶，以便稽查。勢豪土棍，不得借端欺陵驅逐。竝令有司勸諭蜑戶，開墾荒地，播種力田。共為務本之人，以副朕一視同仁之至意。（『世宗憲皇帝上諭內閣』雍正七年5月28日も同内容；）

<sup>46</sup> 劉圻等撰『（乾隆）欽定大清會典則例』卷33・戸部・戸口下、『景印文淵閣四庫全書』史部第621冊、（台湾商務印書館、1983年）、30頁：（雍正）八年，覆準江南蘇州府屬之常熟、昭文二縣巧戶，與浙江墮民無異族，居沿海久陷沉淪，準其削除巧籍，同列編氓。

<sup>47</sup> 可見弘明『香港の水上居民—中国社会史の断面』（岩波書店、1970年）、7頁。

<sup>48</sup> 注45を参照。

<sup>49</sup> 張廷玉等撰『明史』卷212・列伝第100・黃應甲伝（中華書局、1986年）、5624頁：未幾，梁本豪亂。本豪，故曾一本黨，亦蜑戶也。一本誅，竄海中，習水戰，遠通西洋。且結倭兵為助，殺千戶，掠通判以去。十年六月，總督陳瑞與應甲謀，分水軍二，南駐老萬山備倭，東駐虎門備蜑，別以兩軍備外海，兩軍扼要害。水軍沈蜑舟二十，生擒本豪。

前掲『明史』卷322・列伝第210・外國3・日本、8356-8357頁：其後，廣東巨寇曾一本、黃朝太等，無不引倭為助。……其犯廣東者，為蜑賊梁本豪勾引，勢尤猖獗。

<sup>50</sup> 樊封『南海百詠統編』卷1・移民市、新文豐編輯部編『叢書集成統編・236冊』（新文豐出版公司、1988年）、222頁：康熙元年，臺逆台灣鄭成功流劫閩廣洋面，勾煽沿邊蜑民，官軍疲於奔命，於是界海清野之議興。

年(1664)までに張国勛によって平げられた<sup>51</sup>。さらには、康熙の始め三藩の乱のとき、蠻民の叛乱も生じていた<sup>52</sup>。そのため雍正帝は蠻民の管制に注意を払わずにはいられなくなったと思われる。

次に、勸農と同時に税収を増やすという意図である。前に言及した解放令の政令には、「蠶戸に荒地を開墾して、農耕につとめさせる」<sup>53</sup>とある。農業を主な経済体制としていた清代社会において、船を生業と居住を兼ねる場としていた多くの蠻民は農耕に従事せず<sup>54</sup>、陸上に家屋や土地も持たなかった。しかも生活の困窮と河泊所の官吏の汚職により、蠻民はしばしば逃走して税を納めなかった<sup>55</sup>。詔令を通じて、蠻民が農業に従事することを奨励すると同時に、彼らの居住地を固定して、税収が増加する効果を期待したと言えよう。

そして、風俗や習慣をよいほうへ導き変えるという意図である。雍正自身がこの意図をはっきりと表わしている<sup>56</sup>。雍正五年(1727)4月28日、雍正帝が内閣を通じて発した諭旨によると、「朕は風俗や習慣を良い方へ変えることを心がけている。習俗として受けつがれ、振拔(自分の力で奮起する)できぬ者に皆、自新の路を与える。山西の樂戸、浙江の墮民などは、皆その賤籍を除き、良民とさせる。廉恥の心をみがかせ、風化(樂戸等を良い方へ導くこと)を広める所以である」<sup>57</sup>という。この諭旨は蠻民について直接言及していないが、「習俗として受けつがれ、振拔できぬ者」という文言や前述の雍正七年の政令「どうして地方の慣習のままに、蠶戸を強いて差別し、不安にさせておく理があるか」という内容によると、風俗や習慣を変えようという意図は全体について言えることであろう。

最後に、特権階級などの既得権益を奪い、皇帝の独裁権を強化するという意図である。清初期には身分と地位を画定することを通じて、尊卑や貴賤の等級を定めていた。そのため縉紳・紳衿のよ

<sup>51</sup> 前掲『南海百詠続編』巻1・移民市・鳳皇岡、222-223頁：(康熙)二年，侍郎科爾坤來粵勘明潮州之近洋六廳縣，廣州近洋之番禺、東莞、新安、香山、順德、新寧六縣，所有沿海蛋民悉徙內地。……一時失業者咸聚珠江。……康熙二年秋，(李榮、周玉)糾合諸流亡，以請弛海禁為名，駛入省河，大焚東順，新番諸卡汎，擄奪餉船及欵差馬船，殺江門遊擊張可久，……此十月十五日事也。……康熙三年四月，高州凱旋總兵張國勛承王命往討之。先擒賊(李榮)父李亨，母李黃氏。榮佯乞降，舟至潭洲復遁去，孑身洋面，不知所終焉。

前掲『(光緒)廣州府志』巻80・前事略6、388頁：(康熙二年)冬十月，蠻賊李榮、周玉反破順德縣城，擄知縣王印而去，並流劫沿海鄉村。……十二月，蠻賊突入新會、江門，遊擊張可久死之，復寇香山、海洲。

<sup>52</sup> 前掲『(光緒)廣州府志』巻80・前事略6、394頁：(康熙)十六年，尚之信請敕大軍速進粵。是時三桂以董重民為偽總督，踞肇慶。初，廣西蠶戸謝厥扶當趙天元未叛時，先以繪船數百駟馬雄誘天元從賊。至是，三桂令厥扶統轄水師，加偽職定海將軍，與重民合拒大軍。

<sup>53</sup> 注45を参照。

<sup>54</sup> 蠻民の一部は土地所有者に雇用され、佃戸を務めた。彼らは必ずしも船に住まない。

<sup>55</sup> 前掲『(嘉靖二十一年)惠州府志』巻14・徭蛋、15頁：復通悍客舉貸，即一錢計日累百，自鬻不已，質辱妻孥，河泊所又時浚削之，欲不激而亡且盜，難矣。

<sup>56</sup> 前掲「雍正帝の賤民開放令について」、615頁。

<sup>57</sup> 前掲『清實録・7冊』世宗憲皇帝實録巻56・雍正五年4月癸丑條、863頁：諭内閣。朕以移風易俗為心，凡習俗相沿，不能振拔者，咸與以自新之路。如山西之樂戸、浙江之惰民，皆除其賤籍，使為良民，所以勸廉恥而廣風化也。

うな特権階級や地方勢豪の勢力が強く、底辺民衆を圧迫していた<sup>58</sup>。蠶民に関して言えば、地方の有力者が「漁課」という名目で蠶民の漁獲から搾取を行っていたことが具体例として挙げられる<sup>59</sup>。こうした特権階級の実在は雍正帝にとって是認できるものではなかった。宮崎市定によれば、「雍正帝にとって特権階級などの存在がそもそも不合理なので、特権とはただ天子一人が持っている独裁権のことで、天子以外の万民は全く平等の価値しかもたない。だから彼は地方の賤民の解放を行った」という<sup>60</sup>。賤民解放令によって蠶民が良民となることは事実上、特権階級による蠶民からの私的な搾取を不可能にするものであった。このように賤民解放令の発布には、特権階級などの存在を否定し、ひいては皇帝の独裁権を固める意図があったと考えられる。

### III. 蠶民除賤の実態及び諸問題

前言のように、唐宋以降、蠶民の身分は賤民として固定され、世襲の卑賤民として良民よりも低い位置におかれていた。そのまま千百年間の差別を受け続けてきた蠶民は、雍正時代の詔令によってようやく解放され始め、生活状況も好転し始めた。蠶民の管制や勸農などを目的とした政令の実施により、蠶民の一部は陸上で居住し、農業に従事し始め、生活を改善した。例えば、政令発布後の道光朝になって、広東の順徳では土地を賃借し、農業をする蠶民が存在している<sup>61</sup>。広東の東莞地区においては、沙田を囲墾した蠶民も現われた<sup>62</sup>。なお、解放令の内容に基づいて、蠶民は良民と一緒に保甲に編入するという規定があった。保甲とは、北宋の王安石が創めた郷村の治安維持と徴税を目的とする地方自衛組織であるが、清代に至ってもこの制度を踏襲した。北宋では、農民10家を1保とし、5保を1大保とし、5大保を1都保とし、それぞれに保長、大保長、都保を置いた<sup>63</sup>。清代には、保甲は10家を1牌とし、10牌を1甲とし、10甲を1保とし、各々長を置くようになった<sup>64</sup>。また、保甲管轄区内の保甲冊は戸籍簿に相当する<sup>65</sup>。蠶民が良民と同様な戸籍を有したことで、

<sup>58</sup> 前掲『清代社会的賤民等級』、19-20頁。

<sup>59</sup> 前掲『広東新語』巻14・食語・舟楫為食、395頁。……顧禾蟲之埠，蟻蛄之塘，皆為強有力者所奪。以漁課為名，而分畫東西江以據之，貧者不得沾丐餘潤焉。蠶人之覬覦蝦蟹，雖毫末皆有所主。海利雖饒，取於人不能取於天也。

<sup>60</sup> 宮崎市定『宮崎市定全集14—雍正帝』（岩波書店、1991年）、120頁。

<sup>61</sup> 龍廷槐『敬学軒文集』巻1（広西師範大學出版社、2007年）、403頁：貧民蛋戶皆藉耕佃工築之業以糊口。

<sup>62</sup> 陳伯陶『（宣統）東莞縣志』巻99・沙田志1（成文出版社、1966年）、3731・3733頁：郭進翔：係蛋戶，違禁擺攤，圍築圍壩，干礙水道，積案逸犯，住番禹村。……郭進翔等用椿石圍築堤壩，周圍廣三千餘丈，約六十餘頃，俱種禾稻。

<sup>63</sup> 前掲『宋史』巻192・志第145・兵6・郷兵3・保甲、4767頁：熙寧初，王安石變募兵而行保甲，帝從其議。三年，始聯比其民以相保任。乃詔畿內之民，十家為一保，選主戶有幹力者一人為保長；五十家為一大保，選一人為大保長；十大保為一都保，選為衆所服者為都保正，又以一人為之副。應主客戶兩丁以上，選一人為保丁。

<sup>64</sup> 嵇璜等撰『皇朝文獻通考』巻21・職役考1、（三通館浙江書局、1881年）、6頁：南省地方，以圖名者有圖長，以保名者有保長。其甲長又曰牌頭，以其為十家牌之首也。十牌即為甲頭，十甲即為保長，又曰保正。是皆民之各治其郷之事，而以職役於官，沿諸古法，變而通之，與民宜之，各直省名稱不同。

<sup>65</sup> 栗林宣夫『里甲制の研究』（文理書院、1971年）、309頁。

社会的地位も高くなっていたと予測される。

しかし、観念の上でも制度の上でも、蟄民の大部分は生活的、ないし社会的な賤視を受け継いでいた。乾隆年間に皇帝の諭旨の中で蟄民解放の実態について触れている。乾隆三十六年（1717）6月には陝西學政劉墀が晉陝樂戸の報捐（捐納）・応試<sup>66</sup>についての奏摺を提出した。その奏摺によると、晉陝両省の樂戸は「報官改業」（官府に報告して、元々の賤業を改めて良業に従事すること）のため、賤籍を除去して良民となったが、長時間にわたり賤業に従事していたので、穢れを濯ぎ、官吏となるのに四世代かかるはずであるという。乾隆帝はこの建議を批准し特定地域の賤民の報捐・応試許可令を施行した。その具体的な要領は次の通りである。「請願の通り、報官改業の人からその後四世に至るすべての本族及び親支が清白で汚れないという条件を満たせば、報捐・応試を許す。広東の蟄戸、浙江の九姓漁戸及び各省の類似する者は、すべて該当地方において、この規定に照らして執行させよ」<sup>67</sup>。この厳しい条件に適合しない蟄民は、科挙を通じて官途につく路を閉ざされたのである。さらに清末においてもなお、蟄民は相変わらず差別を受け、賤民とみなされた。例えば、『清稗類鈔』の紹介する種族類・蟄人條によると、「光緒・宣統年間、閩人（閩の蟄人）は福建諮議局<sup>68</sup>に対して蟄人が平民と平等な待遇を受けられることを望む請願を奉呈した。諮議局は不平等は社会習慣によるもので、法律が規定するようなものではないことを理由にして否決した」<sup>69</sup>とある。則ち、蟄民は形式的に解放されたが、賤民の地位を脱することはできなかったのである。蟄民がなぜ依然として差別されたのかという原因については、具体的に以下の四点があげられる。

第一に、蟄民の生活習慣・起源及び良民の賤視観念による。蟄民は水上生活者として一生を送る零細漁業者である。彼らが従事する仕事内容から見ると、漁撈を主要な生活手段とし、運送あるいは娼妓を業とする例がある<sup>70</sup>。また、時には海賊になり海上略奪を行っていた。例えば、広東出身の屈大均が著した『廣東新語』巻18の舟語の条に、「良民は蟄民と通婚しない。それは蟄民が凶暴な性格でよく強奪を行い、水郷の禍害となったからである。広東は元來盜賊が多いが、海洋で

<sup>66</sup> 報捐とは、寄付金の上納によって官位を得る売官売位の制度である。

<sup>67</sup> 前掲『皇朝文獻通考』巻19・乾隆三十六年・禮部會同戸部議准陝西學政劉墀奏摺、48頁：應請以報官改業之人為始，下逮四世，本族親支皆係清白自守，方准報捐應試。至廣東之蟄戸、浙江之九姓漁戸、及各省凡有似此者，悉令該地方照此辦理。

<sup>68</sup> 諮議局とは、清末における立憲準備に伴って各省に開設された過渡期の地方議會である。耿雲志「論諮議局的性質與作用」（『近代史研究』第2期、1982年）、242頁。

<sup>69</sup> 徐珂『清稗類鈔』4冊 種族類・蟄人條、（中華書局、1984年）、1906頁：光、宣間，閩人呈遞說帖於福建諮議局，請准與平民平等，諮議局以不平等乃習慣之相沿，非法律所規定，置否決。

<sup>70</sup> 前掲『清稗類鈔』11冊 娼妓類・潮嘉之妓條、5180-5181頁：潮州嘉應曲部中，半皆蟄戸女郎，大率為麥、濮、蘇、吳、何、顧曾七姓，以舟為家，互相配偶，人皆賤之。其男子專事篷篙，僅於清溪、潮陽五百里內往來，載運貨物。生女，則視其貌之妍媸，或自留撫畜，或賣之鄰舟，父母兄弟仍時相過問。稍長，輒句眉敷粉，擷管調絲，蓋習俗相沿，有不能不為娼之勢。而妓女寄所歡書，率置燈草於中，蓋潮人呼同心結為菩薩花也。

の劫掠の多くは蠶民によって起こる」<sup>71</sup>とあるのはこの証である。解放令発布後の嘉道年間においても、「内海及び沿海の港には奸悪な漁民と貧窮な蠶家が有り、機に乗じて匪賊となる」及び「世論では蠶家の水夫が海盜と結託し錢舗を略奪したと考えられた」<sup>72</sup>という描写がなされている。また、蠶民は犯罪者・反乱者及びその末裔や異民族が蠶民に落とされたのが起源<sup>73</sup>と想定されてきた。こうした特殊な生活様式と起源であるからこそ、良民から差別を受けるようになったと言える。雍正帝による解放令が行われたものの、千百年来の観念は短時間で除去されるものではなく<sup>74</sup>、良民の心の中には依然として伝統的賤視観念が残っていた。それに、解放令の発布後も多くの蠶民が生きるために、元々の生活方式を棄てられず、本来の職業で生計を立てるほかなかったのである。従って、蠶民に対する差別の状況が変化しなかったのは疑う余地がない。

第二に、地方官府が政令を徹底的に執行しなかったことが挙げられる。蠶民の移動性の高さゆえ、詔令をすぐに伝達することは困難であった。『(光緒)四會縣志』によれば、除賤後七十年も経った光緒年間において、広東四會の蠶民が解放令の存在さえも知らないという状態であったという<sup>75</sup>。もし官府がその令を真剣に実行したのならば、そのようなことが起こり得ようか。さらには、賤民解放令の実施が徹底していないからこそ、蠶民らは「報官改業」を実現することができなかった。そのため蠶民の生活実態にはほぼ変化がなく、被賤視の状況も延々と継続したのである。やはり官府が賤民解放令を完全に貫かなかったことが一つの原因であると言えよう。

第三に、雍正帝の在位期間は僅か13年であり、後継者の乾隆帝は雍正朝の統治政策を十分には実行し続けなかった。雍正時代には、厳格な政策(奏摺制度、軍機処の創設、八旗制改革、賤民解放令、文字の獄、攤丁入畝あるいは地丁銀制、改土歸流等)が実行された。しかし、そうした政策を永年にわたって持続することは極めて困難であった<sup>76</sup>。なお、賤民解放令が下された後、地方勢豪・土棍などの権益が損なわれたため<sup>77</sup>、乾隆帝は統治の基礎を固めるや官僚貴族・地方勢豪等の階層

<sup>71</sup> 前掲『広東新語』巻18・舟語・蠶家艇、486頁：然良家不與通姻，以其性凶善盜，多為水鄉禍患。……粵故多盜，而海洋聚劫，多起蠶家。

<sup>72</sup> 李文恒修、鄭文彩纂『(咸豐)瓊山縣志』巻10・經政16・船政(成文出版社、1974年)、886-887頁：嘉慶二十年、……伏查粵東洋面靜謐，而內洋及沿海港口間有奸漁窮蠶，乘間為匪，亟須隨時偵緝，庶不致萌蘗復生。同掲、巻11・海黎2、955頁：道光三十年3月27日，夜賊劫海口錢鋪數處，官兵知之不追賊，遁去。時議以為蠶家水手引海匪為之，然官不追究，其事遂寢。

<sup>73</sup> 蠶民の起源については諸説が林立しているが、今日も共有の理解を得るに至っていない。主に百越族遺民説、孫恩・盧循末裔説さらにモンゴル人南下説や李自成殘党説などの代表的な学説がある。陳序經『蠶民的研究』(商務印書館、1946年)、1-40頁；韓振華「試釋福建水上蠶民(白水郎)的歷史来源」(『廈門大學學報』第5期、1954年)、154-171頁；蔣炳釗「蠶民的歷史来源及其文化遺存」(『廣西民族研究』第4期、1998年)、78-81頁。

<sup>74</sup> 詹堅固「論雍正帝開豁廣東蠶戶賤籍」(『學術研究』第11期、2009年)、121頁。

<sup>75</sup> 陳志喆等修『(光緒)四會縣志』上海書店出版社等編『中国地方志集成：廣東府縣志輯』編1・輿地志・蠶蠶民(上海書店出版社、2003年)、128頁：案蠶民不知所自。……其人不敢與齊民齒。然往往有致富饒而賄同姓土著，冒充民籍者。不知煌煌上諭原準蠶戶登岸著籍為民，正不必為此掩耳盜鈴之事也。……

<sup>76</sup> 前掲『宮崎市定全集14—雍正帝』、121頁。

<sup>77</sup> 馮爾康『雍正伝』(上海三聯書店、1999年)、444頁。

との関係改善のため、その父の厳格な統治政策をある程度緩和した。これは康熙時代の寛大な政治への復帰であったとされる<sup>78</sup>。まさに孔子が言ったとおり、「其の人存すれば、則ち其の政挙がり、其の人亡ければ、則ち其の政息む」<sup>79</sup>の状況である。

第四に、清代社会では身分等級序列が存在していることが挙げられる。清代は皇帝を頂点として、宗室貴族—縉紳（高官・一般官僚）—紳衿（挙人・監生）—凡人（平民百姓<sup>80</sup>）—雇工人（債務奴隸<sup>81</sup>）—賤民という身分序列社会とされる<sup>82</sup>。こうした身分秩序のもと、賤民は社会の最底辺に位置づけられ、基本的な社会的権利を奪われている。蠶民の賤民身分は解放令により排除されたが、清末になっても身分等級序列が実質的に存続していた<sup>83</sup>。さらにまた、『(光緒) 欽定大清會典』にある賤民の法律が蠶民に対しても適用され、蠶民らは蔑視される現象が顕著であった<sup>84</sup>。従って、蠶民の被差別は身分等級序列の存在と深く関わっていた。その身分等級序列が消滅しなければ、社会生活の中で蠶民がなおも賤民として扱われ、社会的な賤視はやまなかったのである。

雍正時代においてようやく、蠶民の賤民身分は法令により解除され、形式的には良民と同様の地位を得て、一部の蠶民は水上生活を脱し、陸地の住民となった。ところが、蠶民の賤籍は除かれたが、生活のため漁撈をする状態は依然として不変であった。さらに、良民の蠶民に対する既存の偏見が依然として存続していたのも事実である。要するに、蠶民の日常生活はある程度改善したが、被賤視の状況は延々と継続していた。従って、この令は実質的には大きな効果をあげたとは言えない。

#### おわりに

以上をまとめると、古代中国では、蠶民は法的に作られた賤民ではなく、良民の觀念上、また生活習慣及び生活地域に即して特定地域において賤民とされた人々である。蠶民の職業の内容は捕

<sup>78</sup> 前掲『清實録・9冊』高宗純皇帝實録卷12・乾隆元年2月癸酉條、367頁：皇祖聖祖仁皇帝時、久道化成、與民休息、而臣下奉行不善、多有寬縱之弊、皇考世宗憲皇帝整頓積習、仁育而兼義正。臣下奉行不善、又多有嚴峻之弊。

また、康熙時代への復帰という点については、前掲『宮崎市定全集14—雍正帝』、123頁を参照；前掲『雍正伝』、642-643頁を参照。

<sup>79</sup> 楊天宇『禮記譯注』第31篇・中庸（上海古籍出版社、2004年）、700頁：子曰：文武之政，布在方策。其人存，則其政舉，其人亡，則其政息。

<sup>80</sup> 具体的には非縉紳、非紳衿の大地主と大商人・自耕農・佃戸・小手工業者・灶頭・兵卒等を指す。前掲『清代社会的賤民等級』、15-16頁。その上で、注29及び注45の内容と合わせると、四民（民・軍・商・灶）=良民=良人=齊民=凡人=平民=百姓=平民百姓であろうか。

<sup>81</sup> 契約中の雇工人は、政治的社会的蔑視を受けることがあっても、決して賤民ではない。その身分は雇主との契約関係が終わると、凡人という階層に戻る。前掲『清代社会的賤民等級』、28頁。

<sup>82</sup> 前掲『清代社会的賤民等級』、37頁。

<sup>83</sup> 光緒年間に編纂された『欽定大清會典』に記録がある。詳しくは注29を参照。

<sup>84</sup> 前掲『(光緒) 欽定大清會典』卷32、4-5頁：郷試則錄科、各申以禁令。童生考試有冒籍頂替、傳代匿喪、假捏姓名、身遭刑犯、及出身不正、如門子、長隨、番役、小馬、阜隸、馬快、步快、……樂戸、丐戸、蠶戸、吹手、凡不應試者混入、認保派互結之五童、互相覺察、容隱者五人連坐、廩保黜革治罪。

魚、採珠や採鮑、伐木のほか水軍などが多く、朝廷により管制され、しかも様々な役負担が課されていた。しかしながら、生活の移動性のために、税を負担しない場合があった。解放令発布以前、蠶民は人為的に日常生活、経済や社会などの分野で差別を受け、極めて不平等な地位にあったが、彼らは社会生活の中で重要な役割を果たしていた。

蠶民の賤民身分は清代の雍正帝時代に表面上は取り除かれることとなったが、この懐柔政策は一方で、清朝廷による蠶民の管制に対する強化となった。また、水上に散在していた蠶民にとっても多少積極的な影響が及ぶことになった。ある地方では賤民解放令が正確に執行され、蠶民の社会的地位は改善され、賤民身分を除去して、一部の蠶民が良民に戻されたのである。こうした賤民解放令の発布は雍正帝の政治思想のユニークさを現わしている。

しかしながら、良民の偏見や蠶民の生活習慣などの原因によって、詔令実施の地域及び効力も限られ、多くの地方の蠶民には及んでいない。その後の二百年にわたって、大部分の蠶民は良民と平等とは言えず、社会生活でも差別ある待遇を受け、賤民身分もほとんど変化しなかった。南部の沿岸では、蠶民の一部が海盜と結び続けて、海上略奪を行っていた。即ち雍正帝の賤民解放令とは、期待未達あるいは持続不能の詔令であったと位置づけることができる。